

「特産品バーチャルショップ運営実証業務」に関するQ & A

<Q1>

ネット通販する商品を多く集めるための参加業者のための参加業者の確保や出店者組合の設立・運営補助業務について

この項目で定められている「出店者組合」というのは中小事業者協同組合法に定められている組合のような組織を想定していると解釈してよろしいでしょうか。

また、この出店者組合は必ず設立しなければならないと考えるべきでしょうか。設立となった場合には組合法等何らかの法的根拠をもとに設立しなければならないと解釈してよろしいでしょうか。「運営補助業務」とありますが、運営主体はどこになるのでしょうか。

<A>

中小事業者組合法に定められている組合ではなく、「任意の組合」を想定しています。必ずしも設立する必要はございませんが、出店者で組合を設立する場合には組合が運営主体となりますので、その設立・運営の補助を行っていただきます。

<Q2>

成果品の帰属について

「成果品の所有権は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の承認を得ずして公表、貸与、使用してはならない。」とありますが、この成果品とは、ネットショップ運営業務に照らし合わせれば具体的にどのようなものを指すのでしょうか。

仕様書4 ページ中段には「6 (3) の委託業務項目に基づいた成果品」とあり、これによればネットショップシステムや販売手法等が「成果品」となるように解釈できますが、そのような解釈でよろしいでしょうか。

そのように解釈した場合、同仕様書2 ページ目中段「7. (中略) 本業務については、上記「5. 委託期間」のとおり3カ年度実施する予定であるが、受託者においては、その後、本業務での成果を活用した起業を目指すものであること。」という文言を解釈すると「委託期間終了後も受託事業者は独自にネットショップ運営業務を続けること」という意味に捉えることができますが、受託事業者はそれまで積み上げたノウハウを全て登米市に帰属させた上で一から事業をやり直すという意味だと解釈してよろしいでしょうか。

<A>

成果品についてはお見込みの通りです。

委託期間終了後も独自にネットショップを運営していただきますが、その際の成果品の帰属については委託者との協議により決定させていただきます。

<Q3>

出店者の選定及び折衝について

商品出店者の選定及び折衝については受託事業者が行い、出店させる・させないも含めて受託事業者が判断をしてよいと解釈してよろしいでしょうか。

たとえば、本仕様書には記載がありませんでしたが、購入者からのクレームが多くネット上に出店させることにより他の出店者等に迷惑がかかるような出店者がいる場合への対応についても委託者の指示を仰ぐべきと解釈してよろしいのでしょうか。

<A>

商品出店者の選定・折衝については受託者に行っていただきます。また、仕様書に明示なき事項または疑義が生じた場合については委託者との協議により決定させていただきます。

<Q4>

他の制度（例：空き店舗活用助成金制度）について

本委託事業を行うにあたって、登米市が現在行っている他の助成制度や、ハローワーク等からの助成金制度を併用することは可能でしょうか。

<A>

可能です。

<Q5>

ネットショップのタイトルについて

ネットショップのタイトルは受託事業者が任意に決定してよいと解釈してよろしいでしょうか。

<A>

お見込みのとおりです。

<Q6>

ネットショップ運営にあたって

たとえば、受託事業者において、本委託事業とは別に（つまり、委託事業費を一切使わず、受託事業者の本業として行うもの）他のネットショップを運営することは差し支えないのでしょうか。

<A>

差し支えありません。

<Q7>

雇用について

新規雇用人数3名以上とありますが、そのほかにアルバイト、パート採用は可能でしょうか。

<A>

予算内の採用であれば可能です。ただし、人件費には含むことはできません。

<Q8>

ネットショップの立ち上げの実施時期について

システム構築上、実質の運営開始時期については、一定時間が必要と思われるが、開始時期は工程計画に基づく日程でよいのでしょうか。

<A>

お見込みのとおり、工程計画に基づく日程で結構です。

<Q9>

広告方法別効果の検証について

リンク貼付先候補以外に新聞、ラジオなどでアドレスの宣伝は可能でしょうか。

<A>

予算の範囲内であれば広告宣伝は可能です。

<Q10>

ポイントサービスについて

委託期間内でのポイントサービスとはリピーター確保、拡大という視点でとらえてよいのでしょうか。

<A>

お見込みのとおりです。

<Q11>

登米市内の特産品同士を結び付けた商品開発やセット商品等の検証、近隣地域、異業種とのコラボレーションによる商品の検証について

- 1 近隣地域とは、登米市に接する地域等と認識してよいのでしょうか。
- 2 該当する活動を行っている大・短・専・高とのコラボも可能でしょうか。

Ex) 献上りんごワインを開発した〇〇大学の学生たちが出店

<A1>

お見込みのとおりです。

<A2>

可能ですが、商品の出店については【市内業者と学生のコラボ商品を市内業者が出店】することを想定しております。

<Q12>

イメージ図の一括集荷（別紙2参照）について

（別紙2参照）とは、具体的にどれを指すのでしょうか。

<A>

イメージ図の（別紙2参照）については、誤記載であり一括集荷におけるイメージ図等はございません。大変申し訳ございませんでした。

<Q13>

出店業者（出店者組合）について

近隣地域とのコラボ商品の販売をするにあたって、他地域（登米ブランド等ではない業者）も出店業者（出店者組合）に登録する必要があるのでしょうか。

<A>

出店者組合への登録は自由ですが、【商品の出店については市内業者】を想定しております。

<Q14>

イベント情報、観光PR、広告等による効果検証

ネットショップと同時にアンテナショップ（実ショップ）の立ち上げを計画しても良いのでしょうか。

Ex) 仙台駅中に“安心&安全 to-me SHOP”など

「生徒・学生のための“チャレンジネットショップ”」併設で

<A>

計画しても構いませんが、当事業に係る経費に含むことはできません。また、「生徒・学生のための“チャレンジネットショップ”」の併設についても同様です。